

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 June 2021

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 59

「アジア太平洋地域の主要11か国の
移転価格ハンドブック2020」
発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート（282頁）を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国（日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度（APA）、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 59 となる本号では、G7 サミットにおけるグローバル・ミニマム税に関する合意内容、インドネシアの雇用創出法（オムニバス法）に基づく新たな外国投資規制等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：G7サミットにおけるグローバル・ミニマム税に関する合意内容

2. アジア

インドネシア：雇用創出法（オムニバス法）に基づく新たな外国投資規制

タイ：移転価格関連通達の公表について

香港：証券取引所によるメインボード上場最低利益要件の引き上げ

3. 欧州

欧州：2021年7月からの電子商取引に係るVAT規則の改正

スイス：相互承認協定（MRA）失効後の欧州経済領域（EEA）からの医療機器の輸入

「アジア税務紛争対応
ハンドブック2020年版（英語）」
発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に関連する主要な手続、メカニズム、論点及び和解又は正式な訴訟による解決方法について概説します。アジアの一部の国においては、納税者が税務当局に対して法的な権利や保護を主張することは不可能であり、現実的ではないという誤解が存在します。納税者に認められた権利を知り、毅然とした態度で臨むことが防御に繋がる、より重要な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域を網羅した本ハンドブックは、複雑化する税務調査、調査、紛争の状況を把握するための効果的な指針となります。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



1. グローバル

グローバル

G7 サミットにおけるグローバル・ミニマム税に関する合意内容

1. はじめに

先般開催された G7 サミットにおいて、G7 各国の財務大臣は、グローバル・ミニマム税の税率を「少なくとも 15%」とすることに加え、世界で最も収益性の高い大企業に再び焦点を当てる第一の柱（いわゆる Pillar One）の改訂版を推進していくことを合意した。本稿では、G7 サミットにおいて合意されたグローバル・ミニマム税その他関連する問題に対する合意内容及び今後の見通しについて概説する。

2. G7 における合意内容

サミットを主催した英国は、当該合意を「歴史的な国際合意」と表現しており、G7 諸国間の合意は大きな進歩であるといえる。しかしながら、今後すべての関係国、特に中国とインドを含む G20 の他の 13 か国の間で合意に達し、その合意が世界的に実施されるまでには、更に多くのハードルが残っている。

G7 で合意された内容は以下の通りである。

- ① グローバル化と経済のデジタル化から生じる税の課題に対処するため、OECD の包括的枠組み（Inclusive Framework）を通じて G20 が行っている取組を支持し、グローバル・ミニマム税を採用すること。
- ② 以下の事項を強力に推進すること：
 1. 課税権の配分について衡平な解決を図り、市場国には、最大かつ最も収益性の高い多国籍企業の売上総利益の 10% を超える利益の少なくとも 20% に対する課税権を与えること。
 2. 新しい国際的な課税ルールの適用と、あらゆるデジタルサービス税（DST）及びその他の関連する類似の措置の廃止のために必要な措置を取ること。
 3. 最低 15% のグローバル・ミニマム税を国ごとに導入すること。
 4. 7 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議での合意に向けて、これらの合意を並行して進めていくこと。

一見して明らかな通り、これらの合意内容はいずれも新規性のあるものとは言いえない。すでに、米国財務省は包括的枠組みの運営グループに対し、第一の柱を世界の売上高と収益性の組み合わせによって決定される世界の「トップ 100」企業に焦点を当て直すという提案を行っており、また、グローバル・ミニマム税の税率を「少なくとも 15%」とすることについて提案していたところである。つまり、今回の合意は、米国の提案内容に関して G7 各国の足並みを揃えることに意義があったと言ってもよいが、上記の通り、OECD の包括的枠組みを構成する 139 か国の残りの国々と合意に達するには、より大きな課題が残っている。今後の展望については、7 月にかけて開催される G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の結果に注目する必要がある。

3. 「Top 100」企業に関する提案内容

周知の通り、第一の柱の提案は、ある特定の課税権を市場国に再配分することを意図するものである。当初の構想では、第一の柱は、「消費者向けビジ

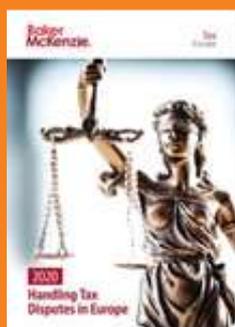
「欧州における税務調査・紛争解決ガイドブック（英語）」のお知らせ

COVID-19の蔓延と経済対策のための大規模財政主導を受けて、各国政府の財政赤字はかつてない規模で増大しています。各国政府は新たな税制導入や単純な増税が難しい中で、資本力のある多国籍企業への税務調査を今後より活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の税務調査プロセス、国内救済措置及び相互協議等について詳説しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



ネス」と「自動化されたデジタルサービス」の提供者に適用されることになっていた。これに対して米国は、この適用範囲の設定は、米国のハイテク企業を不当に標的とするものであり、差別的であると主張し、更なる除外要件を設けるべきだとの立場を取っていた。

この問題に対するバイデン政権の解決策は、第一の柱を再検討し、すべての事業が理論的には対象となるようにした上で、「差別的な」適用範囲の設定とそれによって生じる複雑さを取り除くことを目的としていた。この結果、第一の柱の対象となるのは、世界で最も規模が大きく、最も収益性の高い企業となり、高度にデジタル化された企業（つまりグローバルゼーション競争の勝者たる企業）の国境を越えた取引に対する課税権を部分的に再配分する制度としての色合いを帯びることとなった。

米国の提案は、世界的な売上が一定額以上（報道では200億ユーロ）、純利益率が一定額以上の企業を第一の柱の再配分ルールの対象とするというものであった。これにより、第一の柱の対象企業は約100社に限定される。一般のG7財務大臣発表によると、純利益率は10%で合意されており、改訂された第一の柱案では、売上総利益の10%を超える利益の少なくとも20%が市場の管轄区域に再配分されることになっている。

4. 「少なくとも15%」の最低税率

G7が「少なくとも15%」というグローバル・ミニマム税を支持したことは、第二の柱（いわゆるPillar Two）をめぐる緊張感を反映している。バイデン政権は、米国の既存の最低税率制度であるグローバル無形低税率所得（いわゆるGILTI税制）を改正し、税率を21%に引き上げるとともに、国別適用を導入することを提案している。しかしながら、米国国内法の改正は、民主党上院議員の票を1票でも失いたくない民主党にとっては、実現が難しいのではないかと報道がなされている。同政権は、GILTI税制改正後の米国多国籍企業の競争力を保護しGILTI税制改正を容易にするために、できるだけ多くの他の主要国の税率を21%に近づけるよう求めている。その意味で、G7が受け入れた「少なくとも15%」は、米国財務省にとっては穏当な妥協点といえるかもしれない。

第2の柱で提案されているグローバル・ミニマム税の設計では、大規模な多国籍企業が一般的に本社を置いているか、少なくとも大規模な事業を行っている資本輸出国であれば、ごく一握りの国・地域がこのルールを採用しただけであるとしても、かなりの範囲をカバーすることが可能である。したがって、最終的な最低税率に関する交渉は、第一の柱の場合よりも早期に進む可能性があるが、これは、バイデン政権が今年中にGILTI税制の改正を議会に提出できるかどうかと、EU加盟国が第二の柱につき全会一致で合意できるかどうかにかかっていると思われる。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

インドネシア

雇用創出法（オムニバス法）に基づく新たな外国投資規制

2020年11月2日に制定された雇用創出に関する2020年法律第11号（いわゆる「オムニバス法」）に関し、2021年2月2日、インドネシア政府はいくつかの施行規則を制定した。オムニバス法はインドネシアにおける投資促進、雇用の創出及び経済の活性化を図るための様々な法改正を企図するものである（2020年11月27日付ニューズレター Vol. 52参照）が、以下では当

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域にまたがるが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド（無料）をご希望の方は [メール](#)にてご連絡ください。



該施行規則において具体化された外国投資規制に関する新たなルールについて概説する。

優先リストの制定と投資制限の種別

オムニバス法によりインドネシアの外国投資規制は大幅に緩和されることとなったが、その具体的内容は投資事業分野に関する2021年大統領規程第10号（通称「優先リスト」）に規定されている。この点、優先リストは、外資に閉鎖又は条件付きで開放すると決定されたものを除き、全ての事業分野が外資に開放されるという意味で、従前のネガティブリストと同じ建付けを採用しているが、外国投資規制の対象となる事業分野の数が大幅に削減されている。

制限の種別としては、①外資、国内投資家問わず投資が禁止されるもの（麻薬、ギャンブル、ワシントン条約で禁止されている種の漁業、サンゴの採取、化学兵器の製造、オゾン層に有害な化学物質および材料の製造等）、②C-MSME（協同組合や零細企業・中小規模インドネシアの事業主体）のみが実施できる又は外資がC-MSMEと連携する場合にのみ実施できるもの（オムニバス法以前の145業種から89業種に削減）、③外資による保有比率が制限される、特別な許可が必要とされる又は国内投資家以外には開放されていないもの（(i) 郵便サービスについて49%までに制限、(ii) 商業定期航空輸送及び海上・水上輸送等の輸送業について49%までに制限、(iii) 放送サービスについて事業拡大に限定の上で20%までに制限、(iv) 伝統的な医薬事業については引き続き外資による保有が認められない等。オムニバス法以前の350業種から46業種に削減）が存在し、それ以外のものが外資に開放される形となる。なお、上記③の制限は、当該事業を行う投資家が経済特区に所在する場合には適用されない。

新たに開放された主な業種

従来外資による保有に制限があった業種について、優先リストによる新たなルールの下で開放された主な業種としては、以下のものが挙げられる。

技術・メディア・通信		
事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
商業目的のウェブポータルやデジタルプラットフォーム	投資価値が1,000億インドネシアルピアを超える場合は100%外資に開放、それ以外の場合は、49%を上限として開放	100%外資に開放
ケーブルを使用する、又は使用しない電気通信活動、衛星電気通信活動、プレミアム・コール・サービス、プレミアムSMSコンテンツ・サービス及び他のマルチメディア・サービスを含むすべての電気通信ネットワーク及びサービス活動	67%まで外資開放	100%外資に開放
メディアを通じた小売	外資閉鎖	100%外資に開放
新聞・雑誌・出版	外資閉鎖	100%国内投資後の事業拡大に限定の上で資本市場を通じ最大49%まで外資に開放
通信塔提供・運営・保守サービス	外資閉鎖	100%外資に開放
ヘルスケア		
事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
病院	67%まで外資に開放、但し、ASEAN投資家については70%を上限として開放	最低病床数の要件を満たすことを条件として、100%外資に開放
製薬業界	85%まで外資に開放	100%外資に開放
医薬品卸売	外資閉鎖	100%外資に開放
医療機器の販売	49%まで外資に開放	100%外資に開放
電力		

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下し、投資家のキャッシュが増える中、そうした企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、ディストレストM&Aについて、リスク許容度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
1-10 MWの発電所	49%まで外資に開放	100%外資に開放
10 MW以下の地熱発電所	67%まで外資に開放	100%外資に開放
10 MW以上の発電所	95%まで外資に開放（官民パートナーシップの場合、100%外資に開放）	100%外資に開放
発電所の運営・保守	95%まで外資に開放	100%外資に開放
建設業		
事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
高度な技術を用い、及び／又は危険性が高い建設作業サービス並びに／又は作業価額が500億ルピアを超える建設作業サービス	外資は67%まで開放（但し、ASEAN投資家は70%）	100%外資に開放（但し、下記の分野別規制についても参照）
高度な技術を用い、及び／又は高度の危険を伴い、及び／又は作業価額が100億インドネシアルピアを超える建設相談サービス	67%まで外資に開放（但し、ASEAN投資家は70%）	100%外資に開放（但し、下記の分野別規制についても参照）
インフラストラクチャー		
事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
飲料水事業	95%まで外資に開放	100%外資に開放
農業		
事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
主食作物（米、トウモロコシ、サツマイモ、豆）	49%まで外資に開放	技術規則が改訂されることを条件として、100%外資に開放
植林（例えば、サトウキビ、タバコ、飲料植物、コーヒー、ココア、ゴム植物、ココナッツ、パーム油プランテーション）	20%の小規模連携を満たすことで、95%まで外資に開放	技術規則が改訂されることを条件として（25ヘクタール以上については）100%外資に開放
園芸（果実・野菜栽培）	30%まで外資に開放	技術規則が改訂されることを条件として、100%外資に開放
物流		
事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
貨物運送（積出し）	67%まで外資に開放	100%外資に開放
空港業務	49%まで外資に開放	政府が定めるコンセッション契約の条件に従って、100%外資に開放（プロジェクト単位で）
小売と貿易		
事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
小売事業部門（例えば、自動車、オートバイ、自動車部品及び付属品を含む商業車両の小売）	外資閉鎖	100%外資に開放
売場面積1,200平方メートル未満のスーパーマーケット	外資閉鎖	最低販売床面積を条件として、100%外資に開放
ホスピタリティと観光事業		
事業分野	従前の投資制限	優先リストによる変更
不動産・不動産仲介業	外資閉鎖	100%外資に開放
旅行代理店	外資閉鎖	100%外資に開放
エコツーリズム	51%まで外資に開放（但し、ASEAN投資家は70%）	100%外資に開放

C-MSME との連携

上記投資制限の種別に記載の C-MSME のみが実施できる又は外資が C-MSME と連携する場合にのみ実施できるとされているものとしては、技術の使用を伴わない（又は単純な技術のみを使用する）事業分野、文化遺産の要素を有する事業分野及び投資額が100億インドネシアルピア（土地・建物を除く）以下の事業分野が該当するが、優先リストは主として C-MSME により行われる事業又は物品のサプライチェーンの一部である事業について、C-MSME との連携により外資が実施できる旨を規定する。この点、当該連携の具体的な形態について優先リストには記載されていないものの、オムニバス法は、その例としてプラズマ連携、下請、販売代理店、代理店、アウトソー

シング等を挙げており、他方、外国人株主とインドネシア人株主との共同株式保有（合弁会社等）は当該連携には当たらないとしている。

分野別規制における特別な制限

上記した優先リストによる外国投資規制以外にも、関連する分野別規制における特別な外国投資制限が存在する場合がある。例えば、各分野において以下のような規制が存在する。

- ① 金融分野については金融分野に適用される分野別規制が別途存在する。
- ② 一般病院への外国投資は200床以上の病院に限定されている。
- ③ 優先リスト以前と同様、インドネシアにPMA（外国資本投資会社）を設立して建設活動を行おうとする外国の建設会社は、国内の建設サービス会社との合併事業を設立することを義務付けられている。なお、建設PMAは、高度な技術を用いて、高度なリスクを伴う及び／又は一定の作業価値を有する建設活動のみを行うことができる。
- ④ 優先リスト以前と同様、鉱山会社に関しては、商業生産の5年目から株式を売却する必要がある。
- ⑤ 小売業についても小売業に適用される分野別規制が別途存在する。例えば、優先リストは、スーパーマーケットについて最低売場面積の制限なしに外資に開放するが、スーパーマーケットに関する分野別規制上の要件を別途満たす必要がある。

既存ルールの維持

優先リストにより外国投資規制は緩和されたが、他方で、外国投資に関してPMAを通じて行う必要がある、最低投資額は土地・建物への投資を除いて100億インドネシアルピアを超えなければならない（但し、経済特区にある技術を基盤とする新興企業への外国投資については、100億インドネシアルピア以下の投資が認められる）といったルールは、優先リストによっても変更されていない。

経済的インセンティブの付与

優先リストに記載のある業種のうち245の優先事業分野に対しては、以下のような税制上の優遇措置が講じられる。

- ① タックスホリディ（免税期間）：1,000億から5,000億インドネシアルピアの投資に対して、5年間、50%の法人所得税の減税。5,000億インドネシアルピアを超える投資に対して、5年から20年の期間、投資価値に応じて、100%の法人所得税の減税。
- ② 税額控除：6年に渡り投資額の30%（つまり年間5%）の課税所得からの減額、早期償却、最長10年間の欠損金の繰越、配当に対する10%の源泉徴収税。
- ③ 関税優遇措置：産業の構築及び発展のための機械、物品及び材料の輸入に対する関税の免除。

[最初のページに戻る](#)

タイ

移転価格関連通達の公表について

1. はじめに

タイでは、2018年末から2019年にかけてタイ歳入法が変更され、2020年から多くの納税者が関連者間取引に係る年次報告書を歳入局に提出すると共

に、移転価格の同時文書を作成している。このような流れもあってここ数年、歳入局の移転価格問題に関連した税務調査がやや増加傾向にあったが、現在ではその状況はやや落ち着いている。これは、一部の納税者が新型コロナウイルスに関連して税務申告を延期したことや、パンデミックそのものの影響によるものと思われる。このような中で、歳入局は2021年1月に2つの移転価格関連通達を発表した。1つ目は関連者間取引に係る年次報告書に関連した手続き上のもので、2つ目は移転価格税制に係るアプローチと所得の調整に関するものであり、法令解釈の明確化が含まれている。本稿では、この2つの通達の概要を解説する。

2. 関連当事者開示フォームの提出に関する通達

前年までは所定のハードコピーのフォームを使用していたが、今後は関連当事者と関連者間の取引の開示フォームをオンラインで提出することが原則となる（ただし、納税者がTRDに合理的な理由を記載した書面を提示すれば、以前と同様にハードコピーを提出することも可能となっている）。納税者は、オンライン提出を行うために、まず歳入局のシステムに登録を行う必要がある。

今後は、デジタル形式で情報を提供することで、調査法人の選定等に関して、歳入局によるデータ分析の利用が容易になると予想される。

3. 関連者会社との取引による収益と費用の調整に関する通達 (DGN400)

本通達では、移転価格税制の基本概念である「比較可能性」、「移転価格算定方法」、「独立企業間レンジ」、「対応的調整」及び「事前確認（APA）」などの概念を明確化している。通達で示された基本的な内容は、OECD移転価格ガイドラインの概念を踏襲しているが、特徴的な取り扱いを以下で取り上げる。

(1) 移転価格算定方法

独立価格比準法、原価基準法、再販売価格基準法、取引単位営業利益法、利益分割法の5つの移転価格算定方法が取り上げられており、概念的にはOECDの移転価格算定方法と同様のものとなっている。また、この通達では、最も適切な方法を選択する際に考慮すべき一定の要素として、例えば、選択した方法を確実に適用するための情報の入手可能性などが強調されている。特筆すべき点は、本通達の規定外の方法の使用を希望する納税者は、代替方法の説明とともに、歳入局に書面で通知する必要があることが示されたことである。納税者は、所定の方法のいずれも適用できないという主張を裏付ける証拠書類と歳入局の担当者による審査のための代替方法の説明を準備する必要がある。代替的な方法を採用する場合のこれらの厳しい要件、及び、この歳入局に対する書面による通知が移転価格調査のきっかけとなる可能性を考えると、納税者が代替方法を選択することは実務的には現実的ではない可能性がある。

(2) 独立企業間レンジ

調査担当者は、納税者の実績が独立企業間価格ないしは独立企業間の利益率レンジの範囲内に収まるように、納税者の収入や支出を調整する権限を有していることを明確化している。これは、現在の実務においては四分位レンジが一般的には適用されているにもかかわらず、場合によってはフルレンジも認められる可能性があることを示唆している可能性がある。

(3) 役務提供取引

サービスが実際に提供され、それに対するサービスフィーの控除が正当化されるかどうかについては、サービスフィーがOECDの支払意思額（WTP¹）と便益テストを満たしていることに加えて、独立した第三者が支払うであろう対価と一致していなければならないことが明確化されている。諸外国の移転価格ガイドラインで見られるような、低付加価値グループ内役務提供に関する簡略化した移転価格算定方法やサービス対価に関する一定率のセーフハーバーについては、盛り込まれていない。

(4) 無形資産取引

無形資産の取り扱いに関しては、納税者は、無形資産に係る開発、改良、維持、保護、活用（いわゆるDEMPE）に関連した各取引当事者の義務を考慮することが推奨されている。また、無形資産からの収益を決定する際には、期待される利益、地理的制限、固有の特性等の要因を考慮する必要があると述べられている。なお、OECD移転価格ガイドラインでは、無形資産の譲渡取引にDCF法といった評価テクニックを活用することが有益な場面があり得ることが指摘されているが、上記の移転価格算定方法に記載した通り、DCF法は本通達で規定された5つの移転価格算定方法に含まれていないことから、その適用には諸外国に比べやや高いハードルがあるといえよう。

(5) 納税者への影響

これまでタイの歳入法において、移転価格に関する規定はほとんど明確化されておらず、タイの納税者は移転価格に関するガイダンスとして、歳入局の歳入局公示 No.Paw 113/2545（Paw 113）に依存してきた。2002年に発表されたPaw113は、当時のOECD移転価格ガイドラインと同等の概念に留まっており、それ以後に盛り込まれたOECD移転価格ガイドラインの改定部分について長らくタイでの取り扱いが不明確な状態にあった。今回のDGN400の発表により、最新のOECD移転価格ガイドラインに沿ってその運用が行われることが明確にされたことは納税者にとって有益であろう。また、DGN400に含まれていない事項に関して、財務省や歳入局から今後追加のガイダンスが示される予定であると言われている。納税者は、税務当局による移転価格税制への関心の高まりを注視し、移転価格文書の作成等、将来の移転価格調査を見越した対応を行っていくことが求められることになる。

[最初のページに戻る](#)

香港

証券取引所によるメインボード上場最低利益要件の引き上げ

2021年5月20日、香港証券取引所は、メインボード上場規則第8.05（1）（a）条（Rule 8.05(1)(a) of the Main Board Listing Rules）が定めるメインボード（Main Board）への上場要件のうち、最低利益要件の改正に関する協議結果を発表した。本規則改正は2022年1月1日に発効する。

利益要件の引き上げ

本改正により、利益要件は現在の5,000万香港ドルから60%引き上げられ、8,000万香港ドル（以下、「本改正後利益要件」）となる。株主に帰属する利益の最低額は、（a）直近1事業年度において3,500万香港ドル、（b）直

¹ 「支払意思額」（willingness to pay）とは、顧客があるサービスに対して支払ってよいと考える最大の金額のことを指す。

近 2 事業年度において合計 4,500 万香港ドル（以下、「本改正後利益スプレッド」）に引き上げられる。

	現在の利益要件 (百万香港ドル)	本改正後利益要件 (百万香港ドル)
直近 2 事業年度合計	30	45
直近 1 事業年度	20	35
合計	50	80
インプライド・ヒストリカル株価収益率 (ただし、利益要件及び時価総額要件をわずかに上回っていると仮定した場合)	25 倍	14 倍（1994 年から 2020 年までの香港ハンセン指数の平均株価収益率と同水準）

本改正後利益スプレッドの要件緩和

香港証券取引所は、8,000 万香港ドルの本改正後利益要件を充足する上場申請企業について、場合により本改正後利益スプレッドの要件を緩和としている。

当該緩和措置の適否の判断に際して、香港証券取引所は、上場申請企業の事業内容や、当該企業が成長段階の企業である、又は COVID-19 の感染拡大や景気後退により深刻な影響を受けた等、本改正後利益スプレッドを満たすことができない潜在的な理由を考慮する。香港証券取引所は、ブックビルディング方式に準拠した上場申請企業の IPO 価格の決定方法について照会することがある。また、通常、当該緩和措置は、当該上場申請企業が上場開示書面で利益予想を開示すること等、一定の条件のもとで適用が認められる。

本改正の施行日及び上場申請企業への影響

本規則改正は、2022 年 1 月 1 日に発効する。

2022 年 1 月 1 日以降のメインボードへの上場申請（既に提出された申請の更新や GEM（成長企業市場）への移行申請を含む）は、本改正後利益要件及び本改正後利益スプレッドに基づき審査されることとなる。

上場申請企業が提出済みの上場申請を取り下げ、その後直ちに 2022 年 1 月 1 日以前に再提出することにより、引き続き現行の利益要件に基づく審査を受けることは認められない。

既存上場企業への影響

今回提案された新たな利益要件は、新規上場申請企業のみならず、既にメインボードに上場している企業にも影響を与える。具体的には、既存上場企業がスピンオフやメインボード上場規則第 14 章に定める「逆買収（reverse takeover）」、「極端な取引（extreme transaction）」若しくは重要な処分を行う場合、及び GEM 上場企業がメインボードへの上場に移行する場合に影響が生じることとなる。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

欧州

2021年7月からの電子商取引に係る VAT 規則の改正

2021年7月1日をもって、EU加盟国は、一般消費者が他国の事業者とオンラインで契約する物品の購入又はサービス提供（以下、「B2Cの電子商取引」）に係る VAT 課税につき、重要な改正を導入することが求められる。

本改正により、電子商取引のサプライチェーンに関係する者は須らく（EU内外に設立されたオンライン販売者及びプラットフォームをはじめ、宅配業者、通関業者、果ては消費者も）影響を受けることとなる。

この改正は、B2Cの電子商取引が、商品が到着する加盟国又は消費者が居住している加盟国において VAT の対象となることを意味する。本改正は、以下のような事項を通じて、実務上の障壁及び市場の歪みを打破することを目的としている。

- 加盟国の税収増、徴収コストの削減、クロスボーダー取引に係る脱税行為への対処
- 消費者の購買意思決定の公平性を保証し、それによって EU 域内外の事業者間の競争を保つ
- 事業者の事務作業負担と VAT の管理コストを削減することによる既存ルールの簡素化

電子商取引に関する VAT 管理は、EU では一般的な、電子商取引に関する VAT の管理と徴収のための手続きである One-Stop Shop（以下「OSS」）のコンセプトに準じている。同様に、電子商取引に係わるプラットフォーム、マーケットプレイスは、VAT の徴収、管理に一定の貢献を果たすことが求められている。

改正の概要²

主な改正点は以下の通りである:

- EU 域内での物品の遠隔地販売に関する閾値が年間 10,000 ユーロに変更される。ある EU 事業者の年間の EU 域内での遠隔地販売売上がこの閾値を下回る場合は、仕向地国ではなく事業者の所在する国において引き続き VAT が課税される。
- 商品販売に係る VAT 上の新たなカテゴリ³が設定される。
- 22 ユーロまでの少額の委託品の輸入は今後 VAT の免除対象とならない。これは、EU 加盟国に輸入されるすべての商品が EU の VAT 制度の対象となることを意味する。
- 事業者の申告等を容易にするために、新しい措置が実施される。事業者は、新しい OSS を通じて、EU 内の顧客への商品の全ての遠隔地販売と国境を越えたサービスの供給に関連した VAT の申告と納税の目的で EU 加盟国の 1 つに登録することができる。更に 150 ユーロを超えない委託された輸入品の遠隔地販売を対象とする新たな特別スキーム、Import

² 詳細については、ペーカーマッケンジーの欧州オフィスの [ニューズレター](#) を参照されたい。

³ 150 ユーロを超えない委託された輸入品の遠隔地販売。

One-Stop Shop（以下、「IOSS」）が、VATの申告と納税を簡素化するために作成された。

- 商品がEU域外から供給される場合にVATの支払処理を行う郵便・宅配業者については、IOSSが使用されない場合には（特例として）、150ユーロを超えない委託された輸入品の遠隔地販売に関連して新たな簡略化措置が導入される。
- 一定の状況下において、電子商取引に係わるオンラインプラットフォームは、VATの取扱い上、その商品自体を取得し、販売したものとみなされる。これは、商品の所有権を有するか否かにかかわらず。このようなオンラインプラットフォームに対しては、新しい記録管理要件が導入される。
- 上記の改正の結果、請求書（インボイス）に係る義務が一部改正された。

[最初のページに戻る](#)

スイス

相互承認協定（MRA）失効後の欧州経済領域（EEA）からの医療機器の輸入

EU内における欧州医療機器規則（以下、「MDR」）の発効に伴い、2021年5月26日、EU及びスイス間の相互承認協定（以下、「MRA」）の医療機器取引への適用が失効した。医療機器の輸入禁止を回避するため、スイス連邦政府は、2021年5月19日、猶予期間を設け、医療機器が継続してスイスに輸入されるために満たすべきルールを明確化する臨時的な措置を採択した。

背景

2001年以来、スイス・EU間の産業財の貿易の60%をカバーするMRAは、安全で効果的な医療機器のスイスへの供給を保証し、スイスの製造業者にもEU市場への同等のアクセスを保証してきた。医療機器製品の使用に関連する様々な事故を受けて、スイス及びEUは、医療機器の安全性と当局による市場の監視を強化する目的で、2021年5月26日より、この分野におけるそれぞれの要件を厳格化している。もっとも、スイス及びEUそれぞれの医療機器規制の変更の内容が実質的に同趣旨のものであるとしても、自由な市場アクセスを認めるためには、二国間のMRAを更新する必要がある。しかしEUは、スイスとの間で交渉している制度的枠組み合意が進展せず、未だ締結に至っていないことから、これまでMRAの改正に反対してきた。そのためスイスとEUは、欧州委員会の提案に基づき、2024年までの猶予期間を含むMRAの経過措置について集中的に協議してきたが、この協議においても合意には至っていない。

スイス・EU間の協議の難航による影響

スイスとEUの間における協議が合意に至らなかったことにより、スイス及び欧州の医療機器業界は大きな影響を受けている。まず、MRAの貿易促進策が廃止されることで発生する多額の追加費用に対処しなければならず、スイス市場の監視にも悪影響が及ぶ。これまでスイス市場の監視は、EUのパートナー機関と緊密に協力して行われており、スイスも相互の情報交換に参加していた。MRAが更新されなければ、この協力関係は制限され、患者の安全性の保証は弱まる。最も重要な影響は、EUの製造業者が2021年5月26日以降、スイスに正規代理店を任命し、その情報を製品に表示しなければならないということである。正規代理店は外国の製造業者の代理人として、製

造業者と同様に製品の安全性に責任を負い、製品の欠陥による損害を賠償する義務を負う。

2021年5月19日に開催された連邦参事会では、こうした悪影響を緩和するための措置を定める医療機器政令に関する改正令が採択され、製造業者が上記の対応をとるための時間的猶予としての移行期間が設けられた。かかる措置は、スイスへの安全で効果的な医療機器の安定的な供給の継続を目的としている。当該改正令では、スイスの規定とEUの規定との同等性が維持されているため、後にMRAを更新することも可能となっている。

本改正令は、2020年7月1日に採択された、改正医療機器政令を補完するものとして同政令と同時に発効し、2021年5月26日から効力を有する。この措置により、規制上のずれが回避され、安全で効果的な医療機器が継続的にスイス市場に流通し、監視されることとなる。

結果として今後、欧州の製造業者は、スイス当局との取引において当該製造業者を代理する正規代理店をスイスにおいて任命することを求められる。製造業者がスイスに登録事務所を持たず、子会社を通じて製品を市場に流通させる責任を負うことができない場合は、スイスに拠点を置く正規代理店を任命することが法律で義務付けられている。スイスの製造業者がEU内の市場において医療機器の販売を希望する場合にも同様の義務が課されており、当該EU加盟国に居住する正規代理店を任命する必要がある。スイスの正規代理店の規定は、欧州の正規代理店の規定に対応しており、いずれの場合も、任命には書面による合意の締結が必要となる。

欧州経済領域（以下、「EEA」）に籍を置くEU法に基づく第三者認証機関が発行した証明書については、(i) 適用された適合性評価手続がスイスの要件を満たしており、(ii) スイスで要求される資格と同等の資格を持つ機関が発行したものであることが信頼できる形で示されていれば、スイスの第三者認証機関が発行した証明書として扱われる。

また、製造業者又はその正規代理店及び輸入者は、製品を初めてスイス市場に投入してから3か月以内に、MDRの規定に従って必要な情報をスイス医薬品局に登録しなければならない。情報に変更があった場合、当該事業者は1週間以内にスイス医薬品局に通知しなければならない。

EEA内の製造業者が取るべき対応

EEA内で設立され、EEA内において指定された正規代理店を有し、スイスに医療機器を輸入することを企図する製造業者は、以下の対応を取る必要がある。

- 2021年5月26日以降にスイスで発売されたすべての機器について、
 - (i) クラスIII機器、埋込型クラスIIb機器及び全ての能動型埋込医療機器については2021年12月31日までに、
 - (ii) 非埋込型クラスIIb機器及びクラスIIa機器については2022年3月31日までに、
 - (iii) クラスIa機器及びシステム・治療パックについては2022年7月31日までに、スイスにおける正規代理店を任命すること。
- 新しい正規代理店が任命されるまでに製品のラベルに必要な変更をすること。
- MDR及び体外診断用医療機器規則(IVDR)に基づき、2021年5月26日以前に既に製品をスイス市場に流通させている場合は、2021年11月26日までにスイス医薬品局への関連情報の登録を完了すること。
- 初めてスイス市場に製品を流通させてから3か月以内に、関連情報をスイス医薬品局に登録すること。

- 固有機器識別子（UDI）、当該製品に関連する重大な事故、又はスイスで実施された現場での安全是正措置の通知など、必要に応じて、その他の登録及び通知をスイス医薬品局に行うこと。
- 技術文書の写しを正規代理店において備置するか、要求に応じて7日以内にスイス医薬品局に交付することを契約上保証することで、技術文書へのアクセスを提供すること。
- 有効性が確認された安全性と臨床成績の概要（SSCP）をウェブサイトなどで公開すること。

[最初のページに戻る](#)